

羽村市長 橋 本 弘 山 様

羽村市国民健康保険運営協議会
会 長 桑 原 壽

羽村市国民健康保険税の適正化について（答申）

令和 5 年 7 月 2 0 日付羽市市発第 4 1 3 0 号をもって当協議会に諮問のあった標記の件について慎重に審議した結果、意見を付して下記のとおり答申する。

記

1 羽村市国民健康保険税率改定等

平成 3 0 年度に国民健康保険の財政運営の安定化などを目的とした国民健康保険の制度改正があり、東京都が財政運営の責任主体となり保険給付に必要な費用を全額支払い、区市町村は都に国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）を納める仕組みとなった。制度改正から 6 年が経過しようとしているが、人口構造の変化に伴い国民健康保険の財政運営は厳しい状況にあり一般会計からの法定外繰入による支援も続いている。

東京都は区市町村が納付金を納めるために必要な、各区市町村ごとの「標準保険料率」を毎年提示しているが、このたび示された「令和 6 年度標準保険料率」においてもこれまでと同様、市の現行税率と開きがある。

このような状況から、市では、「羽村市国保財政健全化計画」（以下、健全化計画という。）を策定し、この健全化計画に基づき 2 年に一度、定期的な保険料（税）の改定を行い、標準保険料率を目指し、法定外繰入の削減に取り組んできたところである。

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが 5 類へ移行となったものの、物価高騰が続いており、保険料（税）の引き上げは被保険者の負担となるが、将来的に、都道府県レベルでの保険料（税）水準の統一を目指すこととされているため、その際、被保険者に急激な負担を強いることのないよう、健全化計画に基づき段階的に税率を改定することはやむを得ない。

以上のことから、次のとおり国民健康保険税率を改めることが適当である。

(1) 基礎課税額

①所得割率を現行の 100 分の 6.09 から 100 分の 6.43 とすること。

②均等割額を現行の 25,800 円から 27,300 円 とすること。

(2) 後期高齢者支援金等課税額

①所得割率を現行の 100 分の 2.24 から 100 分の 2.33 とすること。

②均等割額を現行の 10,700 円から 11,200 円 とすること。

(3) 介護納付金課税額

①所得割率を現行の 100 分の 2.10 から 100 分の 2.15 とすること。

②均等割額を現行の 12,800 円から 13,100 円 とすること。

(4) 地方税法施行令の改正に伴う課税限度額の変更及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しについては、すみやかに国民健康保険税条例に反映させること。

2 付帯意見

羽村市国民健康保険税の改定などについて、委員から出された意見は下記のとおりです。

- (1) 物価高騰等による市民生活への影響に配慮し、過度の負担とならぬような改定とすること。
- (2) 被保険者数減少、診療報酬改定、今後予定されている子育て支援金の上乗せ等様々な状況を考えると将来的な財政状況に不安は残るが、過去の改定率の状況から見て妥当な改定と言える。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

※令和 6 年度以降の年度分の国民健康保険の保険税について適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険税については、なお、従前の例による。